

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 草加流山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
八潮市大字八條字堤外三五八五番三地先		区 間
一四・五八〽 一六・六三	一〇・八〇〽 一一・七五	敷地の幅員 (メートル)
三十・二〇		延長 (メートル)
		備 考